

看護闘争ニュース

NO. 142

2008年10月3日

10～11月夜勤協定特別強化期間

全ての組織で夜勤協定と夜勤改善の運動を！

10～11月を「夜勤協定特別強化期間」に設定し、全ての単組・支部で夜勤協定の獲得・遵守・改善を柱に、夜勤改善の取り組みを強化します。

月8日以内夜勤協定は、「離職防止・働き続けられる職場づくり」の要です。看護職員確保法の私たちの改正要求は、夜勤の法的規制を盛り込み、強制力を持たせることです。この法改正は、職場の夜勤改善の確かな保障になります。

国への運動と、職場でのたたかいをしっかりと結合させ、「増員・労働条件改善で、離職を防止し、働き続けられる職場づくり」の運動を、08秋闘で旺盛に展開すること、その中心課題として月9日以上夜勤を一掃する攻勢的な夜勤制限闘争を、全ての職場でおこないましょう！

「夜勤協定特別強化期間」のポイント

「職場の実態」を出し合い、過酷な看護現場の実態と改善の必要性を共通の認識にする

職場会議、看護集会など、「話し合いの場」を計画したり、組合ニュースで、職場の実態を一つ一つ知らせていったり、職場ごとの「タペストリー」や、「要求の木」を作って病院の玄関に張り出したりして、職員だけでなく患者さんに知らせ、院内での世論づくりをすすめる

08秋闘の要求提出日に、増員と夜勤協定改善の要求はじめ、看護現場の働くルール確立のための要求が出せるよう準備する

11月12日統一ストライキを単組の山場と合わせて、大きくアピールするストライキや行動にする

要求実現のために、看護闘争委員会や夜勤改善委員会など、看護師自らが運動を進める体制をつくる

「夜勤協定特別強化期間」の獲得目標

夜勤の改善

夜勤協定の締結・遵守
勤務間隔12時間以上の確保
夜勤後の残業禁止

不払い残業の是正

母性保護の徹底と年休消化
委員会・研修の勤務内保障
宿日直の交替制勤務への変更

職場での夜勤改善のたたかいが、看護職員確保法改正の大きな力！

「総学習・総点検・職場改善」を運動の柱に
「知って知らせて組織する」



人事院「看護師の夜勤は、月の3分の1以下」の判定が出て49年。すでに、半世紀が経過しています。
看護職員確保法の制定から16年、いまだに「夜勤月8日以内」は守られていません。

看護職員確保法の改正ポイント

夜勤を改善すること

3交替を基本に、月8日（64時間）以内
勤務間隔を12時間以上あげ、夜勤後の時間外労働を禁止
夜勤者の週労働時間は32時間以内

この3点を確保法に盛り込み、強制力をもたせること

基本指針と需給見通しを結合させ、看護職員確保計画（仮称）をつくり、年次目標を持って職場改善の確かな仕組みをつくること